

令和 7 年度 第 4 回春日区地域協議会 次第

日時：令和 7 年 7 月 9 日(水)

午後 6 時 30 分～

会場：上越市市民プラザ 第一会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 諮問事項

高志児童館の廃止について

(2) 自主的な審議

自主的審議事項について（地域のコミュニティについて）

(3) その他

4 その他

(1) 次回開催日程について

・日 時：令和 年 月 日（ ）午後 時 分～

・会 場：_____

・内 容：_____

(2) その他

5 閉会

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）

その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）

その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）

その 4 話し合いやすい雰囲気大切にしましょう（相手を責めない）

その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）



令和7年度第4回春日区地域協議会
令和7年7月9日
3議題（1）諮問事項
資料
こども家庭センター

上 こ 第 841 号
令和7年6月19日

春日区地域協議会
会 長 田 中 裕 子 様

上越市長 中 川 幹 太
（こども・子育て部こども家庭センター）

高志児童館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第25号 高志児童館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

高志小学校放課後児童クラブの移転後、子育てひろばの開設場所として利用を希望する社会福祉法人への譲渡を行う見込みとなったことから、高志児童館を公の施設として廃止することに関し、春日区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙 1

現況	諮問内容
1 設置 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、次のとおり児童館を設置する。 2 名称及び位置 高志児童館（木田三丁目 4 番 8 号）	1 廃止予定日 令和 7 年 10 月 1 日

※ 施設の概要等については参考資料のとおり

高志児童館の今後の方向性について

1. これまでの経過

- ・昭和 42 年に高志児童館（へき地保育所機能、放課後等における児童の遊び場、子供会や母親クラブ等地域組織の活動の場等の機能）を開設。
- ・昭和 55 年の私立高志保育園の開設に伴い、高志児童館での保育園機能を移管。
- ・平成 9 年、高志児童館内に「高志子育てひろば」を開設し、翌 10 年に同児童館内に「高志小学校放課後児童クラブ」を開設。
- ・令和 2 年度末をもって、児童館機能を休止。

2. 廃止の理由

- ・当該施設で開設している高志小学校放課後児童クラブが、令和 7 年 9 月をもって高志小学校内へ移転する予定となっており、これに伴い、移転後の施設について、子育てひろばの開設場所としての利用を希望する社会福祉法人への譲渡を見込んでいることから、廃止する。

3. 廃止予定日

令和 7 年 10 月 1 日



▲ 位置図



▲ 現況写真